

1. 民間施設での受入れが難しい方について（強度行動障害）

受入れが難しい利用者の状態像

- ・突発的な（激しい）他害・自傷・破壊行動・問題行動・異食行為がある方
- ・就寝以降の深夜時間帯に大声や粗暴行動を繰り返す方
- ・無断外出が頻発する方
- ・マンツーマンで付き添いが必要であり人手が取られてしまうような状態の方。
- ・問題行動の監視に終始せざるを得ないような状態の方。
- ・地域での立場・信頼を損なう恐れのある利用者は避けられる傾向
- ・行動特性に対する傾向や対策が掴みきれていない方で緊急的な措置が必要な方。
- ・最重度の知的障害があり、著しい他害と破壊がある方。
- ・重度・最重度の知的障害はあるが、一見典型的な自閉症の特性が見られず、孤立的ではなく、共感性や愛着行為が比較的あり、常に他者の近くで関わりを求めてくるが、支援員や利用者の様々な行動に対し激昂し他害行為に至る等の人については、いったん受け入れた後に、短期間で退所が検討されることになり易い。
- ・中等度の知的障害があり、他害や破壊行為がある人は、頻度が比較的少なくても、施設入所が難しい事例がある（例：バットや刃物を使い支援員や利用者に向かってくる、火をつける等）。

⇒ ・突発的な、激しい他害、自傷、破壊行動、異食行為、深夜時間帯の大声などがあり、目が離せず支援に人手が取られてしまうような利用者

入所を断られる理由

【建物構造】

- ・支援するための専用スペースの確保が困難（建物の制約上）
- ・施設構造がユニットや単独棟になっていない
- ・空き室が不足

【職員体制】

- ・コスト面で追加の配置が困難、高い専門知識とスキルを持った人材の不足、常時必要となる人員確保が困難、マンツーマンでの対応（特に夜間）が困難
- ・支援職員の人数が1.7：1以上配置できないこと
- ・強度行動障害への高い支援スキルのある職員とともに統一的な支援ができない場合

【その他】

- ・他利用者、本人、職員の安全確保が困難となるため
- ・施設運営理念や法人理念に合わない方
- ・支援ノウハウを持った施設が不足
- ・空きはあっても、ユニット（棟）単位の利用者のバランス配置が理由として多い
- ・特定の行為や状態像を理由とする事例は少なく、基本的には、入所希望あるいは入所継続希望者が多いことに尽きる

- ⇒
- ・個別支援を可能とするユニットが整備できていない
 - ・空き部屋が不足している
 - ・支援員を確保することが困難である（人間的にも、支援スキルの的にも）
 - ・高い支援スキルがある職員とともに統一的な支援ができない
 - ・ユニットにおける利用者同士の相性

民間施設等で受け入れるための仕組み

【施設の整備】

- ・一般利用者と完全に独立した別棟建物の整備
- ・ユニットケアの建物での個室など、個別支援が可能な環境整備

【公的支援】

- ・施設整備に係る補助（強行に特化した設備のある少人数ユニットや単独棟）
- ・職員配置に係る運営費補助（常時1：1以上の手厚い職員配置）
- ・受入れ施設における集中的支援の実態に見合った加算の仕組み

【人材の確保】

- ・高い知識とスキルを持った人材の育成と活用（事業所の努力が必要）

【その他】

- ・行政・相談支援・CAS等の専門機関・地域の事業者と連携した支援の仕組み
- ・アセスメントが重層的かつ継続的に行える仕組み（現在の計画相談だけでは不足）
- ・恒常的に地域施設の利用が行え、その支援効果を検証できる仕組み
- ・緊急時における人的派遣が行える仕組み
- ・精神科医療、特に精神科入院病棟のある医療機関との連携
- ・①急性期対応（本人の状態像だけでなく同居家族の健康上の問題）の受け皿、②構造化を中心としたスタンダードな支援で安定した生活が可能な条件を調べ・その方法を伝達できる機能、③長期的に利用者の生活の質の向上に向けて生活と支援の在り方を計画し・実施できる地域の支援体制（専門的なコンサルを随時活用し）が必要。ただし、強度行動障害でなくても一定のレベルの支援が継続的に必要な知的障害者のうち、居住サービスを必要とする人は今後も増えると予測される（例：自宅から通所施設等に通っている支援区分3以上の40歳以上の障害数と既に施設入所あるいはグループホーム利用者数を比較することで潜在的なニーズがある程度予測できる）。このようなニーズに応える居住と生活支援の在り方と並行して、強度行動障害者対策を検討する必要がある。

- ⇒
- ・個別支援を可能とする施設の整備への補助
 - ・必要な職員配置に見合った運営費補助
 - ・高い知識とスキルを持った人材の育成
 - ・県が主導する入所調整機能（強度行動障害者入所調整会議など）
 - ・支援方法のノウハウを蓄積し、共有できる専門機関や他施設との連携
 - ・緊急の受入れに備えた受け皿の確保と人材派遣の仕組み

2. 通過型支援について

通過型支援の必要性

- ・比較的若い人（20代など）には有効。
- ・新しい生活の場へのステップアップは本人の自信に繋がる。
- ・移行することで新たな利用者への支援が可能。
- ・地域で暮らす為の様々な支援の方法や体制を整える準備期間として必要なもの。
- ・「滞留化」の歯止めや、問題を抱えた際の一時的なセーフティネット機能にもなる。
- ・行動障害は二次障害であり、環境整備や支援の組み立てによる軽減が可能。
- ・住み慣れた地域でいろいろなサービスを使って生活することがその人の幸せになる
- ・一定期間の集中的な支援体制の中で、その方の生きにくさを軽減したならば、再び元の生活に戻ることが必然である。
- ・強度行動障害者の多くは、適切なアセスメントと支援の組み立てがあり、継続的に一定のレベルの支援が継続できれば、安定した生活が可能であり、生活の質を高める様々な取り組みが可能な人たちである。

- ⇒
- ・住み慣れた地域での生活に戻り、様々なサービスを使って生活の質を高めることが本人の幸せになるので、その準備期間として必要
 - ・新たな利用者の支援が可能となって、滞留化の歯止めとなり、一時的なセーフティネット機能にもなる

- ・一律に実施することに関しては疑問を感じる。
- ・環境の変化で行動障害が強化されることもあり、環境が変わると一から支援を組み直すことにもなるので、通過型という考え方には疑問。
- ・どちらかという、一生サポート型では。

通過型支援の期間

- ・数ヶ月～3年程度
- ・3～5年程度（1年目：アセスメント期、2年目：支援確立期、3年目：安定期）
- ・原則3ヶ月、長くて半年を基本とする。事例では、概ね3ヶ月以内に、一定レベルの安定した行動と多剤服用の調整が行えている。また、必要があれば、一人の人が複数回、このような短期のサービスを利用することを可能とする。
- ・一律に決めることは困難
- ・目安となる期間は決められないが、適切な時期は来る。
- ・一生にわたる支援となる。

どのような支援の場が望ましいか

- ・グループホーム
- ・その人に合う場であればどれでもいいが、短期入所は今後市町村の判断により利用制限がかからないこと。
- ・小規模でないと難しいのは特性上間違いない。その後の生活を想定して、同じような環境設定ができることが重要。
- ・3ヶ月から半年程度であるなら、どのような体系の障害福祉サービスの選択も利用可能。ただし、強度行動障害者支援のベースは、日中活動（生活介護）の質が不可欠。（最低、週5日、1日6時間以上連続したサービス）。
- ・その方の状態による。
- ・一定期間集中的な支援環境が整えられる環境
- ・ケースにもよるが、初めの数年はユニット化した入所施設で本人の混乱を整理してから、4名程度の本人の特性に配慮した建物に移る。

県内に何か所必要か

- ・各圏域に1箇所程度（16か所）。
※家族も馴染みやすいし行き来しやすい。人口規模や圏域面積によってはそれ以上。
- ・3ヶ月から半年の利用期間として、県全体で定員数は15人から20人規模は必要。1事業所4人定員として、4～5ヶ所を想定
- ・当初16か所、10年後には32か所（圏域に2か所程度）
- ・強行の方専用に関わらず何か所作るということよりもグループホームは全体的に不足しているので、新規の場合は強行専用とせず、今ある資源も最大限活用できるよう、施設に支援のノウハウを持ってもらい、少人数ずつ地域で暮らすことが良い。
- ・1か所集中ではなく、事業所単位で少人数の生活空間（圏域等も考慮す）

支援の場に必要機能

- ・スタートは相談窓口で、施設、行政、医療等で総合的なネットワークを作る。
- ・様々な立場の職種が本人の状態の確認や支援の方向性を検討できるような体制
- ・受入れ事業所に任せきりにならない継続した調整会議
- ・緊急時に駆けつけられる体制。
- ・圏域内の事業所が困っている時にスーパーバイズできるような施設支援の仕組み。
- ・相談支援機能、現場支援機能、スーパーバイズ機能、行政機能が一体的に行えるケースごとの体制作り。
- ・各市町村の拠点事業を進み県内全体の質を上げる。(地域生活支援事業の整備)
- ・緊急でも受入れ可能な短期入所機能。
- ・入所調整、出口調整、在宅支援、事業所支援など全ての機能
- ・重層的なアセスメントが継続的に行える仕組み。
- ・特別な配慮が必要な障害児者の実態把握・ニーズ把握・調整ができる行政機能。
- ・強行支援を行う民間施設連絡協議会の開設(実践発表、研修、現状把握、行政への要望等)
- ・利用希望に対して、まず現在のサービス等の調整を行うことで、問題解決する支援チームが必要であり、それが不可能であれば、他のサービス利用(新たなサービス機関におけるコンサル含む)なのか、有期限の専門的支援が必要なのかを検討することが必要。
このようなチームは、有期限のチームと一体的に活動することが重要であり(例:有期限のチームの支援をサポートする)、また地域の基幹相談支援機関とも継続的に連携し、退所後の生活の組み立てにも一定の責任を持つ必要がある。公的な機関は、このようなチームが、一定の成果をあげるようにバックアップし、この事業の遂行を評価する役割が求められる。こうした事業を遂行する人材の配置と養成、チーム編成が必要。強度行動障害者の生活全般について標準的な支援を提供し実績をあげてきた人材と、日々進歩する自閉症支援等の研究・支援技法についての興味関心の高い人材のチーム編成が望ましい。また、この事業の目的と実際の推進について現実的な判断ができることと、県の制度設計。

- ⇒
- ・ 関係機関が連携してケースごとに継続して支援する体制
 - ・ 緊急の受入れに対応できるような短期入所等の受け皿と人員の確保

通過型支援の仕組みの実現のために必要なもの

【公的支援】

- ・施設整備に係る補助
- ・職員配置に係る運営費補助
- ・県主導の入所調整機能の立ち上げ（強度行動障害者入所調整会議の実施等）
- ・県がグループホームを建設し、その運営を民間が行う。
- ・県の支援策の方向性の提示

【人材の確保】

- ・施設や関係機関等とのネットワークのマネージメントを担う人材

【その他】

- ・利用者の支援情報の移行先への引継ぎ
- ・空床状況等の情報共有
- ・相談支援の充実
- ・民間施設のネットワーク構築
- ・相談支援の充実、民間施設のネットワーク構築などすべて必要。
- ・親なき後に安心して生活できる場所と支援のネットワーク作りは必要。

- ⇒
- ・個別支援を可能とする施設の整備への補助
 - ・職員配置に見合った運営費補助
 - ・県が主導する入所調整機能（強度行動障害者入所調整会議など）
 - ・ネットワークのマネージメントを担う人材の育成
 - ・支援方法のノウハウを蓄積し、共有できる専門機関や他施設との連携
 - ・空床状況等を情報共有する仕組み